

保険医療機関の書面掲示

【明細書について】

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、行われた検査や処置、使用した薬剤の名称など、診療に関する情報が記載されています。その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、窓口にてその旨お申し出ください。

※明細書の項目にある「明細書発行体制等加算」（1点）は、医療機関の明細書発行体制を評価するもので、明細書の費用ではありません。詳しくは厚生労働省または関東信越厚生局までお問い合わせください。

【医療情報取得加算について】

当院はオンライン資格確認システム導入の原則義務化を踏まえ、当該システムを導入している保険医療機関となります。

マイナ保険証等の利用を通じて診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

公費負担受給者証については、マイナンバーカードでは確認できませんので、必ず原本をお持ちください。

【医療 DX 推進体制整備加算について】

当院では以下の通り医療 DX 推進の体制を整備し活用しております。

- ①オンライン請求を行っています。
- ②オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ③電子資格確認を利用し取得した診療情報を、閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ④マイナンバーカードの健康保険証利用について、利用しやすい環境を整備しています。
- ⑤マイナ保険証について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示しています。

以下については現在猶予期間のため、猶予期間満了までに整備する予定です。

- ①電子処方箋を発行する体制
- ②電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制

【夜間・早朝等加算、小児科標榜医療機関の特例（時間外加算）について】

下記の時間帯に受付された場合は、診療時間内であっても、また、予約診療であっても表記加算の取り扱いとなりますので、ご了承ください。

- * 平日 18時以降
- * 土曜日 12時以降

【一般名での処方について】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら担当医師までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。